

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条  
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A012883
	至	令和4年3月31日	法人名	公益社団法人稲沢市シル バー人材センター

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人稲沢市シルバー人材センター		
設立登記日(注)	平成25年4月1日		
法人の目的	定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。)に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	愛知県	稲沢市稲葉3丁目11番8号	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	1.社員の資格 定款第5条に定める通り、センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。 2.社員の資格取得 定款第6条に定める通り、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受け社員の資格を取得する。 3.社員の資格の喪失 定款第8条に定める通り、会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1)退会したとき。 (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が解散したとき。 (3)1年間以上会費又は賛助会費を滞納したとき。 (4)稲沢市暴力団排除条例(平成23年9月14日条例第13号)第2条第1号及び第2号に該当するものであるとき。 (5)除名されたとき。		
社員の数(公益社団法人のみ)	552	人	

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	286,405,520 円		289,553,239 円
収入>費用の場合の対応			

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		97.8 %
①	公益実施費用額	289,553,239 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	6,455,631 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	451 円
-------------	-------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	125,020,447 円	負債額	37,495,827 円
		正味財産額	87,524,620 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	289,553,239 円
遊休財産額	85,942,367 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		8,047,830 円
①	公益目的増減差額	4,676,603 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	3,371,227 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。